

御殿場市国民健康保険
第三期データヘルス計画策定等
業務委託事業者公募要領

令和5年2月

御殿場市

◆問合せ先◆

御殿場市市民部国保年金課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話 0550-82-4121

FAX 0550-84-7227

電子メール kokuho@city.gotemba.lg.jp

1 趣旨

御殿場市国民健康保険においては、平成30年3月に策定した第二期データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の計画期間が令和5年度で満了となることに伴い、被保険者の更なる健康保持増進に努めるため、これらの計画に基づく取り組みの結果を評価し、新たに令和6年度からを対象とする第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画を策定する。

本業務は、現行計画の評価分析、第三期データヘルス計画の策定及び第四期特定健康診査等実施計画策定支援を委託するものであり、これには、関連制度への深い理解、医療健康分野に係るデータの分析や取りまとめ能力、またこれを受けての独創的かつ効果的な事業の提案力等、十分な経験や技術、高度な専門性が求められるため、公募型プロポーザル方式により委託を受けようとする者（以下「受注候補者」という。）を選定する。

この要領は、本業務受注候補者の選定に係る手続き等（以下「プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名 御殿場市国民健康保険第三期データヘルス計画策定等業務

(2) 業務内容

別紙「御殿場市国民健康保険第三期データヘルス計画策定等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日まで

(4) 提案限度額 5,704,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

(1) 担当部署 御殿場市市民部国保年金課保険給付スタッフ

（令和5年4月1日以降は環境市民部国保年金課保険給付スタッフ）

(2) 担当者 保健師長 鈴木、主任 杉山

(3) 所在地 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

(4) 電話 0550-82-4121

(5) FAX 0550-84-7227

(6) 電子メール kokuho@city.gotemba.lg.jp

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 令和5年3月7日までに御殿場市に対し令和4・5年度の一般競争参加資格申請（物品調達等）を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (4) 御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 平成28年度以降に、市町村国民健康保険のデータヘルス計画策定・中間評価業務（対象とする被保険者数が5千人以上のものに限る）を受託し、完了した実績があること。

5 参加手続

- (1) 公募要領等の配布

ア 配布方法

御殿場市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.gotemba.lg.jp/kurashi/b-3/b-3-4/14878.html>

イ 配布期間

令和5年2月22日（水）から令和5年3月7日（火）まで

- (2) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 御殿場市プロポーザル参加表明書（別紙1） 1部

御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年御殿場市告示第247号。以下「要綱」という。）様式第1号

- (イ) 業務実績届出書（別紙2） 1部

- (ウ) 会社概要（任意の様式、パンフレット等可） 1部

イ 提出期限 令和5年3月7日（火） 午後5時（必着）

ウ 提出方法

事務局に持参又は事務局宛てに郵送（信書便を含む。以下同じ。）すること。なお、持参での提出が可能な時間は、当市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格審査及び結果通知

参加申込があった者について資格審査を行い、結果について令和5年3月8日（水）に要綱様式第2号御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書により電子メール及び書面の郵送にて通知する。

参加資格が「有」となった者には、併せて要綱様式第3号御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書により以降の提出書類及び提出期限を通知する。

(4) 参加辞退

参加申込後において、上記(2)イの参加表明書等提出期限までは、参加を辞退することができる。辞退する場合は、事務局に持参又は事務局宛て郵送により書面（任意の様式）にて申し出ること。なお、辞退により今後の当市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

プロポーザルに関する質問は、質問書（別紙3）により提出すること。

ア 提出期限

(ア) 中間締切 令和5年3月 3日（金） 正午（必着）

(イ) 最終期限 令和5年3月15日（水） 午後5時（必着）

イ 提出方法

事務局メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【質問者名】第三期データヘルス計画策定等業務委託質問書」とすること。なお、やむを得ない事情等により電子メールによる提出ができない場合は、FAX、郵送又は持参による提出を認める。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、下記の日時までには当市ホームページ上に公開するほか、各参加申込者へ電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他当市が提供する資料の追加又は修正として取り扱う。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

ア 中間締切までに受理した質問への回答 令和5年3月 6日（月） 正午

イ それ以降の質問への回答 令和5年3月16日（木） 午後5時

7 提案書等の作成及び提出

(1) 提案内容の作成要領

別紙仕様書に基づき、以下の項目について漏れなく記載すること。参加申込者の特色を活かした創意工夫のある提案を求める。

なお、提案内容は原則的にA4判、横書きの任意様式とし、必要に応じて絵は図表を用いて分かりやすく記載すること。用紙の方向は縦横を問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合は下開きとすること。縦長と横長のページが混在する場合は、見やすいよう工夫すること。

ア 事業者の概要

イ 業務全般に関する基本的な考え方

ウ 業務実施体制

本業務を実施するにあたり業務に従事する者の体制を明示すること。特に従事者の経験実績等も含めて分かりやすく記載すること。

エ 第二期データヘルス計画最終評価に関する具体的提案

第二期データヘルス計画の最終評価を行うにあたり、基本的な考え方と評価の際に使用可能な帳票・ツールの具体例とそれを用いた事業評価、課題抽出手順を明示すること。

オ 第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画に関する具体的提案

各計画における、達成可能で成果に結びつく事業内容とその目標設定に向けて、提案者の経験例や使用するツール、具体的な手順を明示すること。その際、各保健事業との関連を明確にするための考え方を示すこと。

カ 事業実施スケジュール

キ 個人情報保護及び情報セキュリティ体制

事業者における個人情報の取り扱い及び情報セキュリティに関する指針、体制及びプライバシーマーク等の取得状況等について示すこと。また、データの受け渡し方法及びデータベース管理を行う場所のセキュリティ対策について、具体的な手順等を示すこと。

ク その他の提案、アピール事項

その他、業務をより効果的に実施するための独自の工夫、取り組み等があれば提案すること。

ケ 概算見積書

前記の提案限度額の上限の範囲内で見積書を作成すること。なお受注候補者に対しては、後日見積額内訳の提出を求める。

(2) 提案書等の提出

要綱様式第4号提案書（別紙4）に提案内容を付して提出すること。

ア 提出期限

令和5年3月22日（水）午後3時まで（必着）

イ 提出部数

提案書 及び提案内容の正本 1部

提案書の写し及び提案内容の副本 6部

ウ 提出方法

事務局宛てに郵送又は持参すること。なお持参での提出が可能な時間は、当市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（上記アの提出期限日については午後3時まで）とする。

(3) 提案に係る留意事項

ア 提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

イ 1事業者につき1提案とし、複数の提案書等が提出された場合は失格とする。

ウ 提出期限を過ぎた後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

エ 提出書類は返却しない。

オ 本提案に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とする。

カ 以下のいずれかに該当する提案は無効とし、失格とすることがある。

(ア) 虚偽の記載があった場合

(イ) 審査結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合

(ウ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 本要領及び仕様書の記載内容、条件等を満たしていない場合

キ 提出された提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から照会を行うことがある。

ク 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合、御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

8 企画提案の審査

(1) 審査委員会

受注候補者の選定は、御殿場市プロポーザル審査委員会条例に基づき設置される「御殿場市国民健康保険第三期データヘルス計画策定等業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。なお、委員は5名を予定している。

(2) 書類審査

提案者が3者を超えた場合は、提出された業務実績届出書の内容により事前審査を行

い、上位3者についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。プレゼンテーション及びヒアリングへの参加の可否については令和5年3月24日（金）までに各提案者に連絡する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された提案書等を基に、下記の通り審査委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

ア 日時・会場

令和5年3月29日（水）に御殿場市役所内で実施する予定であるが、詳細は上記5(3)の参加資格審査結果通知の際に各提案者に通知する。

イ 時間配分

1 提案者あたり30分程度とする。そのうち冒頭20分以内で提案者からのプレゼンテーションを受け、その後、審査委員会によるヒアリングを10分程度実施する。なお、提案者の入れ替えや準備に係る時間は上記に含まない。

ウ 参加人数

1 提案者につき3名以内とする。

エ 機器類の準備

プロジェクターやスクリーン等が必要な場合は、事前に事務局まで連絡すること。

(4) 評価事項

ア 業務実績 配点15点

業務実績届出書の内容に基づき各提案者を順位付けする。その際、当市に関する業務実績、当市と類似する規模の団体に関する業務実績、本業務と関係性が高い業務及び本業務に資すると思われる特筆のある業務の実績をより高く評価する。

プレゼンテーション及びヒアリングに参加する3者については、最上位者を15点、第2位の者を10点、第3位の者を5点として得点を付す。

イ 提案内容の評価

評価項目		配分	配点
1	会社概要		5点
	組織、経営の安定性及び企業理念等は受注者として妥当か。	1	5点
2	提案内容全般		60点
	事業目的を理解し、内容について十分に理解できているか。	2	10点
	各種データの分析方法が明確に示されているか。	2	10点
	分析結果の評価方法は医学的、学術的な根拠に基づいたものか。	2	10点
	成果品は内容の理解が容易で、今後の保健事業の実施に資するものか。	1	5点

	画一的なものでなく、本市の特性や課題を十分に踏まえた提案となっているか。	2	10点
	市の他の計画等との連携が十分に配慮されているか。	1	5点
	今後示される国の指針等に対し柔軟に対応できる提案となっているか。	1	5点
	実現性が高く説得力があり、独創的な提案がなされているか。	1	5点
3	業務実施体制		30点
	業務の組織的な実施体制は妥当で十分なものか。	1	5点
	業務従事者の経歴、資格等について、十分な専門性を有している者が配置されているか。	2	10点
	業務の各行程に妥当な時間配分がなされているか。スケジュール管理は明確か。	2	10点
	情報セキュリティ体制は十分か。	1	5点
	合計		95点

ウ 提案見積額 配点 10点

10点×(提案見積額のうち最低の価格/提案見積額) ※小数点以下切捨

エ 総合評価

各審査委員のイの合計点を平均したもの(小数点以下切捨)に、ア及びウの点数を加えたものを当該提案に対する評価点とする(120点満点)。

(5) 審査結果

審査結果は、令和5年4月5日(水)頃までに書面(要綱様式第7号「御殿場市プロポーザル結果通知書」)にて全提案者に通知する。なお、審査結果への異議申立ては受け付けない。

9 契約手続き

審査の結果、最も総合評価が高い提案者を受注候補者とし、当該提案者と業務委託の仕様や価格等について協議の上、所定の手続きを経て随意契約により業務委託契約を締結する。なお、協議の不調等により業務委託契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった提案者のうち、評価が上位の提案者から順に新たな受注候補者として協議等を行う。

10 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは下表のとおりとする。

日時	内容
令和5年2月22日(水)	公告(市ホームページにも掲載)
令和5年2月22日(水)から 令和5年3月7日(火)まで	参加申込書類受付
令和5年3月8日(水)	参加資格確認結果通知
公告から 令和5年3月15日(水)まで	質問受付
令和5年3月16日(木)	質問最終回答日
令和5年3月9日(木)から 令和5年3月22日(水)まで	提案書の提出
令和5年3月23日(木)	書面審査結果通知
令和5年3月29日(水)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施 審査委員会
令和5年4月5日(水)頃	審査結果の通知、公表
令和5年4月中旬	受注候補者との協議
令和5年4月下旬	業務委託契約締結、業務開始